

## 第7章 誘導施策について

### (1) 誘導施策

・各誘導方針に沿って、以下の取り組みを進めていきます。

#### 【都市機能誘導区域における誘導施策】

### 1. 交通結節点での都市機能の維持・充実による魅力・賑わいの創出

▶教育文化、商業・業務、グローバル施設等を緩やかに誘導し、まちなかの賑わい・交流・魅力の創出を目指します。

- 中心拠点、地域拠点の都市機能の維持・向上
- グローバル、コンベンション機能を備えた施設整備
- 大学等と連携した商店街活用
- 歴史文化を活かした景観創出等の空間整備 など

#### 【居住誘導区域における誘導施策】

### 2. 市街地の暮らしやすさの維持・向上

▶市街地の人口を維持するとともに、生活サービス施設等の維持・誘導により生活利便性の高い居住地を目指します。

- まちなか居住の推進（多世代居住や近居など）
- 学生アパート、シェアハウスの整備促進
- 空き家の適正管理条例の推進
- 空き家バンク利用の促進等による空き家・空地の活用
- ICTを活用した地域医療や予防医療等の促進
- 主要施設や公共交通等のバリアフリー化などユニバーサルデザインの推進 など

#### 【公共交通における誘導施策】

### 3. 市内公共交通の充実、利便性の向上

▶交流の増加や長寿社会なども見据え、誰もが便利に利用できる公共交通の充実を目指します。

- ICT等を活用した交通ネットワーク機能の向上による空港から小松駅、市内主要施設へのアクセス強化
- 交通結節点機能（小松空港・北陸新幹線等の広域交通）の強化
- 地域に密着した鉄道としての各駅の更なる利便性の向上
- コミュニティバスなどの二次交通の強化
- ふれあいワゴン事業の拡充による地域集落の交通手段の確保、支援
- 所要施設等と連携した観光周遊バスやタクシー等の活用
- らく賃パスポートの拡充
- バスルートの見直し など

## (2) 低未利用土地の有効活用と適正管理に関する指針

- ・空き地・空き家等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化問題に対応するため、低未利用土地に対しては、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要です。また、複数の土地の利用権等の交換・集約、区画再編等を通じて、低未利用土地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートすることなども検討していきます。

### 【利用指針】

#### <都市機能誘導区域内>

- ・オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨します。

#### <居住誘導区域内>

- ・小松市空き家・空き室バンクへの登録を促進します。
- ・空き家や空き店舗のリノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境のための敷地統合等による利用を推奨します。

### 【管理指針】

#### <空き家>

- ・定期的な空気の入れ替え等の適切な清掃を行うこと。

#### <空き地等>

- ・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと。